

令和6年度 第12回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和6年6月20日（木）13：30～14：56

2 開催場所 朝来市役所山東庁舎3階大集会室

3 出席した農業委員 13人

1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員
4番 藤井 幸三委員 5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員
7番 細見 和範委員 8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員
11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 1人

10番 佐野 伸夫委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 12人

6 現地調査委員

農業委員 細見 和範委員 篠岡 昌代委員
推進委員 坪井 良尚委員 奥 武史委員

7 議事日程

日程第1 議案第56号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第57号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第58号 非農地証明申請について

日程第4 議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第60号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見
聴取について

日程第6 議案第61号 農業経営改善計画の意見聴取について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 今井 謙一 主幹 石橋 禎之
農地農政係長 森本 礼子

9 農林振興課職員

副課長 衣川 太郎

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は、大変お忙しい中、総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第12回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付をさせていただいております次第に基づきまして進めさせていただきたいと思っています。

初めに、石原会長から御挨拶を申し上げます。会長、よろしくお願いします。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは石原会長に議長になっていただきまして、次第に基づきまして進めていただきたいと思います。

それでは、石原会長、よろしくお願いします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席人数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第12回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、9番、伊藤孝行委員と11番、島田義弘委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行します。

日程第1「議案第56号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位100番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。まず、受付順位100番、航空写真のほうを御覧ください。

写真のほうには写っておりませんが、写真の上のほう側が国道9号線ということになります。それで、右から左向きに、和田山方面から養父方面という形で、和田山方面から行きますと、国道9号線、法道寺の信号があるんですけど、そこを左折、隆盛堂、それか

ら、ネッツトヨタですね、それがあるところを左折していただきまして、航空写真上で県道畑宮田線、これに入ります。それで、四、五百メートルほど行ったところが法道寺地区という形になります。中央あたりに法道寺区の公民館というのがあります。申請地につきましては、その公民館の裏手側、田んぼ一つ隔てて裏手という形の申請地の場所になります。申請地は●●番地ということです。

今回の案件ですけど、これは、宅地に隣接する農地という形になります。現在、宅地のほうは空き家ということで、譲渡人の●●さん、ただいま尼崎のほうに住んでおられます。宅地と、それから農地、畑のほうを一緒に譲り渡すという形になります。

譲受人の●●さんのほうは、現在、養父市のほうに在住で、こちらのお宅のほうに家族5人で住まわれるという計画になっております。家屋、宅地、それから、それに隣接する畑の所有権の移転という形になります。

●●さんのほうにつきましては、これまで農業関係というか、されておられませんでしたけど、この畑を利用して野菜作りを始めようという形になっております。それに伴いまして、営農計画書、それから、農地に関わる誓約書、こちらのほうも提出されておられまして、法道寺区の総会のほうにも挨拶に来られております。何ら問題はないと思いますけど、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位101番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付順位101番です。朝来出石線で右側に高生田集会所があります。そこから50メートルほど行きましたら、山のほうに80メートルぐらい上がったところに、申請地の●●番地と●●番地があります。

●●さんは姫路のほうに嫁がれていまして、自宅と畑を不動産屋にお願いされていたところ、今回、養父市の●●さんが買いたいということで申請されました。

そして、●●番地が家のほうになります。それで、周りが畑なので何の問題もないと思いますので、審議をよろしく願いします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位102番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。102番の説明をします。まず、航空写真を御覧ください。

申請地は岡田区ということになりますが、岡田区は、右岸道路、フジッコと和田山中学校のところを右折して約2キロほど行くと岡田区というふうになります。

今回、申請地は、ちょうどその申請地の真上、●●番地が空き家になっております。それで、今度入られる●●さんがその空き家を買って、それで、今リフォーム中で7月に入居される予定なんです、その下の畑を購入して野菜に挑戦してみたいというようなことでございます。ただ、経験があまりないということで、手に負えなければ果樹、果実みたいなものを植えて管理していきたいというふうに言われております。3条申請案件にも合致しますし、何ら問題ないと思いますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位103番の提案理由の説明を、地元委員の小田委員に求めます。

○小田委員 失礼します。受付順位103番を御覧ください。

中央に427号線が通っております。左側は矢名瀬方面で、右側が丹波の青垣方面です。上早田の駐在所から約100メートルほど行きますと、国道沿いに申請地●●番地があります。その国道の反対側はインターの入り口です。

譲渡人の●●さんは、早くに御主人が亡くなられて、子供さんは都会暮らしです。ただいま独り暮らしです。そのため、譲受人の●●さん、この●●さんは、現在、和田山に住所がありますが、生家は同じ一品なんです。すぐ近くにあります。その申請地の●●番地の横に●●さんの作業場があります。●●さんは、たくさん稲作、それから、黒大豆、それから、岩津ねぎを作っておられます。そのため、ぜひ、近くですので欲しいと言われております。第3条の規定により何の問題もないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位104番の提案理由の説明を、藤井委員に求めます。

○藤井委員 それでは、受付順位104番の航空写真を御覧ください。

申請地は、国道9号線から塩田集落へ行くと、集落の一番奥のほうにあります。この土地は、この前から度々出ております、譲渡人であります東京に住んでおられます●●さんの土地で、家の裏にあります。この家は空き家バンクに登録されており、西宮の●●さんとの間で話がまとまりました。家に附属して裏の林道の工事で土地が残っていたことが分かりました。カボチャ、キュウリ等の野菜をされるとのことです。区長、農事部長、集落の役員さんとも話をされ、同意を得ておられ、問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位105番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。航空写真、105番を御覧ください。

写真の上のほうを、先ほどと同じく9号線が通っております。右から左に養父方面という形になります。和田山方面のほうから旭運送の前を通過して、三菱自動車、こちらの手前の交差点を左折してもらいまして、真っすぐ行ったところが宮内区という形になります。盈岡神社の入り口と別名言われてるところであります。そちらのほうを真っすぐ行きまして、集落にぶつかって、宮内子供広場ですね。こちらのほうを右折していただいて、ずっと農道のほうを行きます。それで、山側に向かって行ったところに、二、三百メートルほど行ったところに申請地が4件ございます。そちらが今回の申請地ということになります。こちらのほうも、家屋のほうもありまして、そちらのほうも土地のほうと一緒に購入されるという形になりますけど、現在、家屋については空き家という形になっております。家屋の位置は、申請地●●番地、●●番地の上側ですね、●●番地というところで、山際に建っているのが家屋になります。

譲渡人の●●さんにつきましては、ただいま大阪府のほうに住んでおられます。あと、譲受人の●●さん、この方は、現在、神戸市に住んでおられて、●●科の先生という形になっております。それで、自宅のほうは神戸なんですけど、但馬のほうに診断、診察のほうによく来られるということで、特に豊岡病院とか朝来医療センターに仕事でちょくちょく来られるといった具合です。その中で、家屋も含めてですけど、住むところを今回こちらのほうに決めたということで、●●さんにつきましては、果物栽培に非常に興味を持っておられて、この農地を利用しまして果樹栽培、こちらのほうを行っていききたいということです。

申請地の●●番地、こちらのほうはただいま水田という形で、今年につきましては区のほうが管理しているということです。来年以降は果樹栽培をやりたいとおっしゃっておられました。●●さんのほうからは、営農計画書、それから農地に関わる誓約書、それから、区のほうにも挨拶をされています。何ら問題ないと思いますので、御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位108番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼いたします。航空写真108番を御覧ください。

受付順位108番の①っていう表示があるところですが、そこが国道312号線の加都北交差点となっております。そこから西へ進みますと、右手に申請地●●番地がありまして、さらに進んでいきますと、久留引橋を渡りまして、右、北へ100メートルほど行きまして、左手に折れますと久留引集落へ上がる道がございます。その交差点から300メートルほど行きましたところが今回の一団の申請地となっております。

今回の譲渡人と譲受人の方ですが、●●さんと●●さんにおいては、おじさん、おいっこという関係でございまして、今回、無償移転という形になりました。●●さんにおかれましては、もう数年来この農地をつくられておりまして、今後変わることなくつくられていくというようなお話でありました。それが108番の①です。

次のページ行きますと、久留引の公民館から300メートルほど進みますと、一番奥に今回残りの申請地がございます。ここは現地調査でもよく回っておりまして、管理はしておりますけれども、耕作はされていないというところではあります、継続して管理していくというようなことで、今回の申請に至っております。各種要件も合致しておりまして、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位109番の提案理由の説明を、地元委員の小田委員に求めます。

○小田委員 失礼します。109番の航空写真を御覧ください。

先ほどの103番と同じように、航空写真の上に427号線が通っております。先ほどの●●さんの申請地から少し行きますと、上に緑風の郷老人ホームがあります。その四つ角を右折していただいて、約1キロほど行きますと●●番地に譲渡人の●●さんの住宅があります。その裏に農道がありまして、申請地の●●番地があります。この●●さんは、今、ここは不在で、西宮に住んでおられます。譲受人の●●さんは大阪の方ですけど、定年後、田舎暮らしに憧れて、ずっと田舎の農地付の住宅を探しておられました。なかなか見つからなかったんですけど、やっと見つかりまして、地元の人たちもとても親切で、農地のことを相談してもとても協力的で大変気に入っておられます。

そして、申請地も購入予定の住宅のすぐ隣で、耕作にとっても便利です。そして、その申請地の許可をいただいて、住宅土地の代金を少し払われているようです。移住後は、野菜畑をされる予定になっております。それで、今現在、その申請地は東区が管理されております。住宅のリフォーム後にここに移住して野菜作りをしたいとの希望です。許可申請に何の問題もないと思いますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位110番及び111番の2件の提案理由の説明を、地元委員の藤井委員に求めます。

○藤井委員 それでは、受付順位110番の航空写真を御覧ください。

申請地は、先ほど言いました塩田集落にあります。この土地は、塩田集落の入り口にJ R山陰線の高架が通っております。その高架をすぐ行ったところに、その上に土地があります。

今回、譲渡人の●●さんと、譲受人の●●さんとの間で話がまとまりました。●●さんは、以前からこの土地を作付されており、区長、農事部長さんの同意も得ておられ、問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、受付順位111番の航空写真を御覧ください。

申請地は、9号線を福知山方面に行くと、上ゲ集落と新堂集落の間に魔のカーブとも言われる9号線が通っております。今回、そのバイパスの工事が行われました。そのとき残った土地です。

今回、譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんとの間で話がまとまりました。●●さんは、その横の土地で野菜等を作付されており、今回、その土地も一緒にして野菜を作るとのことです。書類等も提出され、問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

受付順位100番から111番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の細見委員のほうから補足説明ございますか。

○細見委員 6月5日に委員4名、事務局2名で現地調査を行いました。今、地元委員から説明があったとおりで特に付け加えることはありません。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。特にないようですので、受付順位100番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位101番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位102番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位103番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位104番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位105番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位108番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位109番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位110番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位111番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第57、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位112番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。当該申請地につきましては、航空写真112番を御覧ください。

これは、県道に即した中川小学校が、皆さん御存じだと思うんですが、ございまして、中川小学校の正門から少し北のほうに行ったところに、山手のほうに、職員の駐車場に上がるための市道がございます。その上がり口のところが今回の申請地●●番地でございす。位置的にはそういうところにあるということを御了解ください。

当該地につきましては、譲渡人の●●さんが、以前に自分の住宅を建てるべくしてこの当該地を求められたわけですが、別のところで土地があったということで、もう既に譲渡人の●●さんは住宅を建てられております。そこが長い間、現状のような状況になっておったところを、譲受人の●●さんの商談が入りまして、双方が合意されて、今回の申請に至ったというところであります。当該地を見てみましても、農地と直接的につながっている部分はございません。県道、市道と学校敷地との間の土地でございますので、住宅を建てられたとしても影響を受けることはないだろうと思われまますので、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位113番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員が欠席のため、事務局をお願いします。

○事務局 それでは、失礼します。受付順位113番の航空写真を御覧ください。

ちょうど、今回の総会の会場になっております山東支所の前の県道浅野山東線を、地図で言いますと下向きに走っていただきましたら、ヒメハナ観光がありまして、そのすぐ近

くに今回の申請地があります。

今の所有者である●●さんは、現在、西宮市にお住まいで、遠方であるため管理に苦慮されていて、新しい所有者さんを探されていたところ、自分のお家を建てたいと希望されている●●さんとお話がまとまりまして、今回の5条の申請となっております。場所的には、ちょうど今回の申請の下●●番地も以前許可を得て宅地分譲になっていたりする、もう家が建ち始めている場所で、周りに農地もないため、ここを転用したとしても特段ほかの農地に影響が出ることはないかと思われます。ほかの案件の条件にも合致していますので、慎重審議のほどよろしくお願いします。

○議長 続きまして、受付順位114番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 それでは、失礼いたします。議案第57号の農地法5条についてのうち、受付順位114番の説明をさせていただきます。16枚目になりますが、受付順位114番の航空写真を御覧ください。

申請地の●●番地は、生野町の生野駅より1キロほど南側、姫路方面に行ったところにあります。位置は兵庫県立生野高等学校の、これ、見えておりますのが野球グラウンドになりますが、その水路を挟んで真南という形になります。現地は、持ち主である●●さん、●●さんの実のお母さんが自家製の野菜を作っておったと。それで、一部空いておところは自己管理をしておったわけなんです。高齡のため農地を手放したいという意向がありまして、今回の話がまとまり、譲受人の株式会社●●さんのほうに譲り渡すことになりました。

申請案件審議資料にもありますように、基準を満たしておると思います。また、地元の区長、水利管理者、農事部長の同意もあります。よって、本申請は許可相当と考慮いたします。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。

受付順位112番から114番について、地元委員、事務局から提案理由の説明がありました。

現地調査委員の坪井委員のほうから補足説明はございますか。

○坪井委員 6月5日に委員4名と事務局2名とで現地のほうを視察してきましたが、何ら特に付け加えることはありません。問題ないと思います。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第5条関係について、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、受付順位112番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位113番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位114番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第58号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位115番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。受付順位115番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。

申請地は、国道312号線のホームセンタージュンテンドーより東北200メートルのところ、与布土川のそばになります。登記地目は畑ですが、現在は離れが建てられています。

申請人の●●さんですが、現在大阪に住んでおられ、御自宅を売却するに当たり、申請地が農地のままであることが分かりました。御両親は既に亡くなられ、離れは昭和62年に増築され使用されていたようです。申請資料、非農地の要件、非農地になってから20年以上経過しておりますし、処分の対象になっておらず、農振農用地でない土地である、これら全てに該当いたします。御審議のほうよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位116番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、116番の説明を申し上げます。

まず、案内図を御覧いただきたいんですが、先ほど、もう一件の提案説明をいたしました同じ集落の桑市の地点から少し南に下がっていただいて、十二所線の交差点からですと

150メートルか200メートルないと思うんですが、そこから山手のほうに入る市道がございまして、その市道と市道の交差する辺りに申請地●●番地と●●番地があるというふうに御理解をお願いいたします。

この当該申請地につきましては、代理人の説明を少し聞いたことを説明させていただいて、御理解を求めたいと思います。今回、20年以上前から農地としては使用してないというふうにまとめておりますけれども、●●さんが提出されました始末書の内容によりますと、●●さん自体もこの土地についてどのような経過を追いながら現況になったのかということについては、あんまり詳しくないというようなことが書かれてありますが、今現在、もう御高齢でありますので、それらのことを踏まえた文書になっておりますが、大正以前の戸籍、本籍等を調べますと、この当該地には土地とか住宅を建てるとか、そういうことの判断はできないと、建っておったかどうかの判断はできないというふうなことも何か書かれております。

現在申請中の現況の地目でありますけれども、これは長年雑種地として扱ってきて、固定資産税もみなし宅地課税を払ってきたということもあったり、現下の相続登記の促進の話を御自身がお聞きになって、今回、この土地について少し整理をして、次の段階に進みたいというような内容の文書で、ここまで放任しておった始末をおわびしたいというふうに書かれております。現況を確認いたしましても、1年に2度か3度は草刈りがされておりまして、灌木が生えているような状況じゃございませんで、文字どおり雑種地となっておるということでございます。特に問題はないように思いますので、御本人の経過の説明どおりだと思いますので、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位115番から116番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。現地調査委員の奥委員のほうから補足説明はございますか。

○奥委員 失礼いたします。5日の日に、委員さん4名、事務局2名、6名で現地調査に行ってまいりました。地元の委員さんの説明どおり、何ら問題ないと思いますので、審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、非農地証明関係につきまして、御意見なり、御質問ございませんか。

ないようですので、受付順位115番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位116番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第59号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第59号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼します。それでは、議案書9ページを御覧ください。今回提出しました農用地利用集積計画の概要について御説明させていただきます。

まず、1番の利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数についてですが、面積は、田が6,255平方メートル、筆数が4筆、畑はゼロとなっています。合計も6,255平方メートルで、筆数が4筆、利用権の設定を受ける戸数が4戸、利用権を設定する戸数が4戸となっています。

次に、設定する利用権の概要についてですが、今回の利用権の内容につきましては、全て使用貸借権となっております。利用権の終期につきましては、令和7年3月31日が1筆、1,924平方メートル、令和9年3月31日分が1筆の1,959平方メートル、令和10年3月31日までの分が1筆の1,647平方メートル、最後に、令和17年3月31日までの分が1筆の725平方メートルとなっています。

次、めくっていただきましたら、利用権の設定を受ける者及び設定する者と、あと、貸借の土地の所在地一覧がありますので御覧ください。

また、11ページ、12ページにつきましては、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者をそれぞれ掲載しておりますので御確認ください。

説明は以上になります。

○議長 皆さんのほうから、この件につきまして、御意見なり御質問ございませんか。

借受者、ひょうご農林機構となっておりますのは、具体的な耕作者等は分かりますか。

○担当課 たしか●●さんだったと思います。

○議長　そうですか。

そのほかございませんか。

特にないようですので、議案第59号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第60号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　議案第60号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課　失礼いたします。農林振興課の衣川です。今回、この地域計画につきましては、3地区から上がっております。生野の栃原上区、山東町の一品区、朝来の上八代区の3地区というふうになっております。

まず、資料としましては、栃原上区のほうが、資料は16ページから、一品区につきましては、資料の30ページから、上八代区につきましては、資料の35ページからというふうになっております。それぞれ見ていただきまして、お願いしたいなと思っておりますし、各地域計画のエリアにつきましては、各地区の中というふうになっておりますので、地区全体がエリアというふうになっております。ほぼほぼ今回出てきたところにつきましては、現況と10年後、そんなに変化がないのかなというところで、いろいろとお聞きしてますと、まだ5年後、10年後、もう少しできるだろうというところで、今回、今の段階ではこの状態にしますということでございました。以上となります。

○議長　それでは、まず、栃原上区の計画について、御意見なり御質問ございませんか。
高本委員。

○高本委員　失礼します。以前、最初の頃に地域計画上がってきたときに、地域計画のエリアを分かるようにしてくださいということで、それ以降赤線で囲っていただいていたかと思います。今回、なぜないのかというところをお伺いします。

○議長　担当課、お願いします。

○担当課　失礼いたします。昨年、この地域計画を策定してくださいというふうに国から下りてきたときには、そういうふうにエリアのところであつたりとか、あとこの様式に

つきましてもしろいろな制約があったんですが、昨年からいろいと、国であつたり県であつたりとか、そういった中の会合の中で、簡素化になってきております。恐らく全国的にもなかなか進まない状況が続いておりますので、できるだけ簡素化にして、この地域計画を策定してもらうようにっていうような動きなのかなというふうに思っております。

○議長 栃原上区の場合は、大体エリアというのは、大体、こっちも谷と、こういうような形で分けられること分けられるので、後のことでもちょっと僕もそのこと気になってまして、それはまた後で質問しますけど、この栃原上区のこれ、10年後もほとんど耕作者が一緒になってますね。年齢的にはどうなっておるのか、ちょっと、できたら情報お聞きしたいんですけど。現在も10年後も、同じ人がずらっとこうなってますんでね。先ほちょっと断りも前段でありましたけどね、ちょっと極端なんで、ちょっと聞いとうかなと思ひまして。

○担当課 すみません、それぞれのちょっと年代が分からないんで、こちらのほうではまとめていないんですけど、栃原上区につきましては、令和3年度から、今年6年度まで平均して7回ほど、この地域計画であつたりとか、前の人・農地プランというところで委員会を立ち上げられまして、いろいと取りまとめられております。その中で、アンケートも、各1回ずつ行われておりまして、この上区のほうで、今現在の年代でいきますと、40代の方が4人、8%、50代の方も4人、8%、60代が18人で36%、70代が14人で28%、80代、90代というふうになっておりまして、平均しますと69.8歳ということで、まだ5年、10年後もできるだろうというところがございます。今のピークが60代ですので、10年後も70代ということで、5年後には70代は22人で、10年後には70代が18人となっていくので、ここからの判断で10年後、恐らく10年後もこのままでいけるだろうというふうな判断をされているのかなというふうに思っております。聞き取りもされてますので、本人の意向確認も反映されている内容となっていると思ひます。

○議長 分かりました。

そのほか、何かございますか。

高本委員。

○高本委員 関連しまして、この様式の中の大きい1番、(1)番の中の参考、区域内における何歳以上の農業者の農地面積の合計等々っていうのについては、その下の備考欄でできる限り記載するように努めてくださいというふうに書いてありますので、できる限り記載していただきたいなというふうに思ひます。これ、今回の申請全部書いてないので、

そのほうがいいのかなんていうことと、今回、この議案書が来たときに、ずっと読ませていただいた中の感想ですが、先ほど6回、7回というふうに協議されたということで、その際に出てきたのかなと、こういう結論になったのかなというふうには思っているんですけど、どう言うたらいいんですかね、八方美人というか、全方位にいいふう書いてあるので、これ本当にそうなのかなというところが疑問点として湧きました。

それと、この議案書来たときに、ちょうど市役所行く用事があったもう伺ったんですけど、ゾーニングされるというふうなことを書かれておりますので、ゾーニングができてからでの申請でもよかったのかなというふうなのが僕の感想です。

○議長 担当課、何かありますか。

○担当課 この地域計画につきましては、やはりいろいろな考え方があると思います。こちらのほうにつきましても、策定するに当たりまして期限も設けてありますし、地区の中で、この2年間でしっかりとした計画っていうところは難しいかと思います。こちらのほうも各地区で説明会するに当たりましては、できるだけできることであつたりとか、固くならないようなものに、がっちりとしたものになっていくとやはり後々難しくなっていますし、自分たちを苦しめていく計画になっても困りますので、この計画につきましても、随時何かあれば計画の変更というふうなこともできるものになっておりますので、やはり今回、ほかのところもそうなんですけど、いろいろと地区の中で話し合いをされて、まず、今の段階で思われたことはここに書かれているのかなというふうに思っておりますし、ゾーニングにつきましても、なかなかすぐできるようなところも難しいのかなっていうところもありますし、地域柄であつたりとか、いろいろとありますので、ここにつきましては、今後、多分これからこの地区の中での委員会とかを進めていくというところも聞いておりますので、そういったところも徐々に変わっていくのかなというふうに思っております。

また、今、栃原下地区のほうも同じような委員会を立ち上げられて、定期的に会合をされているというふうに聞いております。ですので、今は2つになってますが、将来的には一つに持っていくっていう話も聞いておりますので、こちらの地区のほうにつきましては、今後いろいろとしっかりとしたものになっていくと思いますし、何かあれば変わっていくのかなというふうに思っております。今現在まとめられたもので、ほかのところもそうなんですけど、今、思われているところ、まとまっているところの段階でこういうふうにながってきているっていうところでもいいのかなというふうに思っております。

○議長 それじゃあ、栃原上区の計画については、意見がちょっと出てましたけども、これは事務局で取りまとめて、意見として出させていただきます。総合的判断として、適当か不適当かお諮りいたします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 挙手多数により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、粟鹿地区、一品区の計画について、意見または御質問はございませんか。

私のほうから、ちょっとまたさっきのことに関連してエリア、33ページのところの地図見ていただきたいんですけどね、この三角の遊休田の上に川があって、その北側に、ここへ農地があるはずなんですわ、一品の。それ、何も意思表示されてないんちゃうかなとちょっと思ったんですけどね。ここ遊休農地で、これ、もっと誰か作れって、今までにこの地域やった記憶があるんでね、それ何かありませんか。さっき出てましたエリアがどういう問題も含めてね、それ見たときにちょっとよう分からないんで、お願いしたいんです。

○担当課 こちらの一品区のほうにつきましては、市のほうに相談に何回か来られました。その中で、この地域計画に対象として上げる農地として色をつけられてます。先ほど会長からも言われました川からと、あと、これ県道ですかね、国道ですかね、この間の農地につきましては農用地区域外の農地になっておりますので、今回、計画から外しているというふうに聞いております。

○議長 そんなんなってんかな。中尾君、知らん。（発言する者あり）そうか、そういうことでしてない……（「そうです」と呼ぶ者あり）ということですね、はい、分かりました。

そのほか、何かございますか。

ここは結構面積は小さいところなんですけど、そうしたら、特にないようですので、総合的判断として適当か不適当かお諮りしたいと思います。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 挙手多数により、本件は適当と回答します。

続いて、上八代区の計画について、御意見なり御質問はございませんか。

高本委員、どうぞ。

○高本委員 すみません、やっぱりこのエリアの線引きは、朝来市においてはしていた

だきたいなど。難しいですか。でないと、やはりどこからどこまで、それがやっぱり妥当か妥当でないかっていうのが、これだけ見ただけではやっぱり分かりません。

○議長 それは必要とちゃうかな。前のときに、東区の設定のときにエリアの問題が出てきて、その次の段階のときは、エリアは明確にしようといった経過があったはずなんですけどね。

○担当課 今回の分もそうなんですけど、エリアのほうはもう一度地区と確認しまして、エリアの線引きはさせていただきます。基本的には、エリアっていうところにつきましては、朝来市につきましては地区で一つのこの地域計画をつくっておりますので、基本的には全体、皆さんイメージされているのがその地区全体をエリアとして考えられておりまして、その中で今後活用していく農地、そうでない農地っていうふうに色づけをされているというところもお聞きしておりましたので、エリアのところについては線引きをしてない。東区であつたりとか、特に入り組んでいるところで粟鹿地区ですね、山東でいきますと。そういったところについては、エリアについては線引きは必要なのかなというふうには思っております。今後、このエリアのほうは線引きをさせていただこうと思います。

○議長 そのほかございますか。

それじゃあ、上八代区の計画につきまして、総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、日程第6「議案第61号、農業経営改善計画の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案61号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。今回、1件、農業経営改善計画の認定の申請が上がっておりますので、意見照会をかけるものとなっております。

今回の申請者につきましては、朝来市和田山町中●●番地、●●さん、生年月日は●●年●●月●●日となっております。経営体としましては、肉用牛をされております。今現在の年間所得につきましては●●万円、目標、5年後ですが、●●万円ということで、こ

の認定農業者におきましては、目標の年間所得は420万円というところになっておりますので、目標所得はこのまま目指していただきたいなというふうに思っております。なお、この●●さんにつきましては、前回も認定を取られておりましたが、認定の有効期間が過ぎておりまして、その間更新がなかったものでありましたので、今回新たに提出していただいたものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、皆さんのほうからこの件について御意見、御質問ございませんか。

西委員。

○西委員 失礼します。今回、●●さん経営の牛舎につきまして、何年前ですかね、5年ほど前ですかね、ちょっとクレームがありました。というのは、牛ふんの処理の仕方がちょっと悪いということで、私のほうにクレームがありまして、それで、東河地区の区長会のほうにその旨申しまして、区長会のほうから処理をきちっとするようという意見とか要請をしたような経緯があるというふうに思っていました。

今回の意見にちょっと付け加えて、その辺ちょっと確認をしておいてほしいなというふうに思います。以上です。

○議長 今の件、何か答えられますか。

○担当課 今の件につきましては、この認定が認められたとき、●●さんのほうにも指導のほうはさせていただこうと思っておりますし、普及センターのほうも入っておられますので、そちらのほうでも、ほかにも畜産農家の方もおられますので、同じようなことも伝えていただこうとは思っております。

○議長 そのほかございますか。

ないようですので、ただいま出ました意見は、意見として事務局で取りまとめて、意見としてさせていただきます。

総合的判断として適当か不適当かお諮りします。

適当と判断される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

以上で、予定しておりました議案の審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理に御挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後2時56分終了)